十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十八年十月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十八年十月十五日から平成二十九年四月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.28}{100}$×$\frac{\text{初期利子支払期の６ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$

㈡　平成二十九年四月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十八年十月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十八年四月十五日から平成二十八年十月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十八年四月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第４１０８号

大阪市平野区長吉出戸３丁目２番７号
債務者　山口　優美
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　真治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１３６号

大阪府八尾市上之島町南１丁目58番地の３
債務者　保坂　雅之
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一津屋香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１４７号

大阪府豊中市上野西２丁目19番34号
債務者　牧本　宜樹
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　謙司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１５０号

大阪市鶴見区今津南１丁目２番30号
債務者　清水　健次
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　隆則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１６９号

大阪市東淀川区東中島１丁目11番７号　ノアーズアーク新大阪２Ｅ号
債務者　カラオケ喫茶こはくこと　田中美嘉子（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　直弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０２号

兵庫県明石市王子２丁目10番14号、前住所神戸市西区押部谷町木幡２番地の353
債務者　廣田　善丈
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２７５号

和歌山県紀の川市貴志川町国主36番地１
債務者　福田　哲郎
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　義人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係